慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	樋籠村の歴史：一地主の成立とその発展
Sub Title	History of Hiro-mura : growth of a landlord
Author	服部, 謙太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1951
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.44, No.2 (1951. 2) ,p.90(10)- 100(20)
JaLC DOI	10.14991/001.19510201-0010
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究(第一集) : 武蔵国葛飾郡樋籠村 = Historical studies on the villages in the Kanto District (part I) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19510201-0010

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田學會雜誌　第四十四卷　第二號

樋籠村の歴史

——一地主の成立とその發展——

服部誠太郎

一

江戸時代の武藏國葛飾郡樋籠村即ち現在の埼玉縣北葛飾郡幸松村大字樋籠は、(註1)陸羽街道に沿う春日部市の北方、(註2)古利根川と庄内古川とに挾まれた平野に展開する部落である。昭和二四年度の調査によれば、大字樋籠（以下樋籠村と稱す）は戸數九〇、人口四七七、耕地五七町餘という構成を示しているが（第一表）、この九〇戸の職業別構成をみると、全體の約八割近くが純農家もしくは半農家であり、これといつて他に産業のない全くの純粹農村であつて（第二表）、農家以外のものとしては、大工、箱屋、菓子屋、井戸屋、精米業等をわずかに數えうるのみである。耕地の割合は田七分、畑三分で（第三表）、生産力は一般に低く一毛作であり、農産物の主たるものは米の他に、大麥、小麥、大豆、雜穀等があるにすぎず、いわゆる主穀經營の色彩が極めて強い。土地所有關係についてみれば、關東平野の眞只中に四周に隣接部落をもつ關係上、入組關係は相當錯雜しており、農地改革直前の調査によると、この村の土地を所有する者一三〇名中の約三分の一は他村の者である。この村唯一の大地主として古くからその存在をうたわれたものはいわゆる田中本家であつて、昭和八年までは村内の約三分の一の土地を所有し、且つその隣村一帶にわたる所有地を合すれば、その總面積ほゞ九〇町歩に及んでいた。因みに田中本家の自村及び他村にもつ土地の比率を示せば次の如くである（第四表）。田中本家は、しかし、その後酒造業において失敗し昭和十年頃から土地を手放しはじめ、二年後には僅か數反の土地所有者に轉落し、小字柳原の地に營ての盛時を物語るコンクリート建の醸造工場も、今は隣村石井某氏の手に歸している。

（註1）幸松村は小淵、不動院野、八町目、樋籠、牛島、新川、樋堀の七大字に分れており、江戸時代においては前の四大字は幸手領、後の三大字は松伏領と稱していた。幸松の村名もここに由來する。

（註2）春日部は以前は粕壁と書き日光往還の宿驛であつた。現在では春日部市字粕壁というように市名と字名とを使い分けている。

第1表　大字樋籠戸數人口耕地面積一覽　昭和24年

小字	戸數	人口	耕地面積
			反
樋堀	36	196	263.012
柳原	37	196	181.812
向島	17	85	133.221
計	90	477	578.115

第2表　大字樋籠職業別構成　昭和24年

字	純農家	半農家	その他	計
樋堀	24	3	9	36
柳原	17	9	11	37
向島	12	1	4	17
計	53	13	24	90
%	60	14	26	100

二

樋籠村の現狀を手がかりとして、吾々はその江戸時代における生成發展の過程を尋ねる順序になるが、まずはじめに大體の輪廓を知るためには、天保九年（一八三八年）の「村差出書上帳」によるのが便利である。これによると、樋籠村は天領として「武州葛飾郡幸手領」と稱され、代官山田茂左衞門の支配下にあり、村高二九四石三升二合、反別五三町九畝歩、家數五一軒、人口二八七人で

第3表　大字樋籠耕地種別表　昭和 24 年

	面積	%
	反	
田	430.304	74
畑	147.811	26
計	578.115	100

第4表　田中本家所有耕地表　昭和 8 年

	反	
樋籠村	134.328	23%
他村	535.120	77%
合計	829.518	100%

々はこれから當時の土地所有關係を知ることは出來ない。たゞこの檢地帳上に名をあらわす者四二人、田畑合計二七町六反餘（內譯、田二三町四反、畑四町二反）なることを知りうるに止まる。四二人をその名によつて類別すると、一つは勘解由、圖書、內膳といつた武士的な名をもつもので、これが一一名おり、他は善右衞門、庄兵衞といつた平凡な百姓名前のもので、三一名を數える。いまこの檢地帳の上で一町歩以上の所有者を調べると八人を得るがこのうち七人までが第二のグループの中にあることは新舊兩階層の隆替の大勢を反映するものゝようにも考えうるが、他に史料がないのでそれ以上の推測は許されない。次に田畑合計二七町餘のうち、田二三町という數字については一考を要すあつたことがわかる。田畑の割合は畑の方がやゝ多く、石盛は中田七、下田五、下々田三、上畑八、中畑六、下畑四となつており、免は五ツ三分七厘五毛であつた。この他にはこの村が粕壁宿の助鄕にあたつていたことを知ることができる。このような諸條件は大體において江戸時代を通じて、さしたる變化はなかつたものと考えられるから、吾々は以上の數字から漠然と乍ら江戸時代の樋籠村の規模と形態とを推察しうるのである。

さて樋籠村の歷史を語る最古の史料は、寬永一四年（一六三七年）七月の「武藏國幸手內樋籠新々田御檢地帳」一冊であるが、これは表題の如く新々田のみの檢地帳であり、且つ「四帖之內」とあつて、三冊散逸した殘りの一冊に過ぎないのであるから、吾

第5表　樋籠村田畑割合一覽表（單位反）

	所有者	田	畑	計
寬永 14 年（1637 年）	42	234.222	418.24	279.106
元祿 10 年（1697 年）	47	220.001	310.829	530.900
天保 9 年（1838 年）	50	226.214	304.516	530.900

る。試みにこの寬永一四年から三〇年後の元祿一〇年（一六九七年）の檢地帳、及び更にこれから一四〇年後の天保九年（一八三八年）の村差出から、この村の田畑の比率をみれば次の通りである（第五表）。これによると元祿の檢地帳では畝歩は寬永のそれに倍加しているに拘らず、內譯では田が逆に一町歩減少している。そこでこのことから強いて憶測をめぐらすならば、寬永新々田が元祿檢地帳にくり入れられていると見る限り、この村は江戶初期即ち寬永以前においては畑が主であつたのが寬永頃から治水設備が行われて水田が開かれ、元祿には田が全耕地の四〇%を占めるに至つたと考えることができるのではあるまいか。もしそうとすれば、この村の起源そのものは不明であるとしても、ほゞ寬永前後に水田の開發が急速に進み、現在の樋籠村の規模を大體完成し、田畑の開發も概ね限界に達していたとみることができよう。樋籠村田中家に殘る質地證文によつてみると、樋籠村の名が現れるのは元祿以降であり、それ以前は樋籠新田もしくは柳原村（樋籠村の小字）としてしか出てこないのであつて、このことからこの村がもと柳原村と呼ばれた本村と新田及新々田（これが柳原以外の二つの小字卽ち樋堀、向島に當ることは想像しうる）とが合わさつて成立したものであり、その時期は元祿前後と考えることができよう。元祿の檢地帳に名主が三名その名を連ねていることも、このような村の成立過程を示すものであろう。要するに樋籠村の土地がほゞ開發を終つたのが寬永度であり、且つそれが一個獨立の村として江戶時代の樋籠村の規模を完成したのが元祿頃であるということが云えると思うのである。

樋籠村の歷史

さて元祿一〇年の檢地帳は完全な形で殘つており、これによれば一應は當時のこの村の土地所有關係、階層分化の傾向等を知ることができる。もとより隣村が接近しており、所有關係がその間に錯雜化している以上、この村の檢地帳からのみ階層分化を云々することは頗る危險であるが、一應の傾向はわかると思うので、次に同檢地帳を整理してこの村の土地所有面積別の戸數表を作製したものをかゝげよう。なお參考として、同年の八町目村（樋籠村の隣村）及び大塚村（樋籠村の北一里、庄内古川に沿う）の檢地帳から得た結果をも併せ記しておく（第六表）。この表によれば、この村の全土地所有者四四名中のうちの一七名、即ち全體の約四割が一町乃至二町の土地を所持するものによつて占められ、五反乃至一町を有するものがこれに續いている。そして三町歩以上を持つものは稀であり、且つその反對の五反以下の零細所有者もさして大きな數ではない。この傾向は他の二村についても同じであり、ほゞこの時代この地方に共通的なものであつたとみることができよう。一般に江戸時代前期の農村は主として一、二町歩を所持するいわゆる標準的な本百姓を中核として構成されていたと說かれるのであるが、この南關東の一農村もその例外ではなかつた。即ち元祿期における樋籠村は大體において一、二町歩を所持する本百姓層が多數を占め、いまだ極端な大地主も、多數の零細耕作者群も現れていないこと、即ち農民層の分解は進行していなかつたことが明らかである。

第6表　土地所有面積別農家戸數表（元祿10年）

	樋籠村		八町目村		大塚村	
	戸	%	戸	%	戸	%
5反未滿	10	23	2	4	3	7
5反—1町	12	27	9	20	14	29
1町—2町	17	39	21	47	22	47
2 —3	3	7	9	20	6	13
3 —5	2	4	3	7	2	4
5 —10	0	0	0	0	0	0
10町以上	0	0	1	2	0	0
合計	44戸	100%	45戸	100%	57戸	100%

第7表　平均反當收獲量（元祿10年）

	樋籠村	八町目村	大塚村
總耕地面積	町 53	91	62
比率 田	42%	60	58
比率 畑	58%	40	42
高	石 294	467	399
平均反當	斗 5.5	7.6	6.6

次に同じく元祿の檢地帳からこの村の生產力の程度について多少の推測を試みてみたい。まず耕地の總面積と村高との關係から平均反當收穫量を出してみる。例によつて八町目、大塚兩村の結果をも附記して參考とする（第七表）。勿論この表による反當五・五斗なる數字をそれ自體信用することは危險であるが、なお他の二村のそれと較べた場合、この村の收穫量がこの地方一帶の中にあつても、決して高いものでなかつたことは證することができるであろう。更に田畑の種類及びその構成からみてもこのことは云えると思う。次表は各田種ごとに、全耕地に對する比率と、それに對する石盛とを示したものである（第八表）。これによると、樋籠村は上田がなく且つ下田下畑が全體の五七%に上つており、劣等地が多かつたことは明らかである。この傾向は他の二村に於ても同じくみられるが、石盛については、大塚村のそれに比して樋籠村のそれは八丁目村とともにやゝ低くなつている。勿論これは天領であることなどにもよると思うが、中田七ツがこの附近でも決して高い石盛でなかつたことは肯ずけよう。以上の諸點からこの村が生產力的に低い段階にあつたことは推測してほゞ誤りないものと考える。

第8表　田種及石盛　元祿10年

	樋籠村		八町目村		大塚村	
	比率 %	石盛	比率 %	石盛	比率 %	石盛
上田	0	／	0	／	4	10
中田	17	7	6	7	9	8
下田	25	5	41	5	45	6
下々田	8	3	14	3	0	4
上畑	8	8	7	8	6	9
中畑	14	6	10	6	7	7
下畑	32	4	18	4	25	5
下々畑	0	／	0	／	0	3
屋敷	4	8	4	8	4	9
計	100		100		100	

元祿一〇年の檢地帳から吾々の知りうるところは、凡そ以上に盡きている。そしてその後享保の變動期を經て幕末に至る間に、この村の階層構成がどのような形をとつて變化していつたかは、史料がないので遺憾乍らこれを明らかにしえない。たゞ、一つの手がかりとして元祿一〇年を距る一四〇年の安政四年（一八五七年）の宗門人別帳をとり上げこれに記載された各戸の持高を一應信用して、これを下田の石盛五ツによつて逆算して得た所有面積から、土地所有の構成をうかがえば次の如くである（第九表）。これによつてみると、五反未滿の零細所持者が全體の約六割以上を占め、その反對の極には元祿には見られなかつた五町以上の地主三名が出現している。この三人は數に於ては全體の九%を占めるに過ぎないが、この村の土地の六二%を占有している點で看過し得ない存在である。元祿に全體の六六%までを占めていた五反乃至二町の中堅クラスは、この度は二六%に減少している。このような諸點から元祿以降幕末に至る間に、小農の土地喪失が進行して、幕末には一方の極に少數の大地主を、他方の極には多數の水呑層を産出したという江戸時代史の一般的傾向は、この村に於ても明らかに看取することができると思われる。問題はたゞ、こゝに現れてくる十町歩前後の大地主がいかなる歴史的性格のものであるかという點にあるが、それを決定するための一つの資料として、彼等の家族構成と石高とを宗門人別帳から書き拔いてみよう（第一〇表）。彼等が小作料のみに依存する純然たる寄生地主であつたか、或は手廣く自ら農業經營を行つていたかはこれだけの資料からはわからないが、彼等がいずれも相當數の下人（いづれも内村もしくは隣村からの奉公人である）を擁し且つ下男に壯年者が多いところから推して、農業經營を全く放棄し去つていたとは考えられない。と云つてこれだけの面積を自作していたとは勿論考えられない。矢張り彼等はその一部の土地を奉公人を使用して自作しつゝも本質的には寄生地主としての道を歩んだのではあるまいか。商品作物の栽培が行われず、隨つて商業的農業の發展が殆んどみられそうにないこの地方においては、いわゆる彼等も關東農村に一般的と考えられる如く、高利貸を通じて零細な質地を集積していつた寄生地主に他ならないものであろうか。

第9表　土地所有別階層構成　安政4年

5反未滿	戸 24	62%	50.8	10
反 町 5—1	5	13	32.3	6
町 町 1—2	5	13	71.7	13
町 町 2—3	2	5	46.4	9
町 町 3—5	0	0	0	0
町 町 5—10	1	2	91.5	17
町 10以上	2	7	242.0	45
計	39	100	535.6	100

三

江戸時代を通じて樋籠村の歴史はしかく平凡なのであるが、吾々はその間に一つの特異な事實を認めた。天明八年（一七八八年）の「持高二百名以上の百姓書上帳」によると、「又兵衛」と稱するもの高九〇〇石を有し（内七〇〇石越石）、家内すべて一六人、下男五人下女五人を持つと記されている。二〇〇石を樋籠村に持つとすれば、この村の總石高二九四石の三分の二を占めることとなり、村内きつての大地主であるのは勿論のこと、更に九〇〇石を假りに石盛五ツで逆算してみると一八〇町歩となり、これは南關東としては相當の巨大地主としなければならない。内輪に見積つて一〇〇町歩位としたところで、大きいものでも平均五町乃至一〇町歩の地主が多いとされる

第10表　三地主の家族構成　安政4年

	家族	下人	石高	推定所持面積
	人	人	戸	反
又兵衛	8	11（男5 女6）	67.477	134.9
慶助	8	4（男2 女2）	54.015	108.0
うた	8	4（男2 女2）	45.871	91.5

關東地方においては特異な存在である。又兵衞とは何者であろうか。この又兵衞の家こそいわゆる樋籠村の田中本家であり、昭和に至るまでこの村に君臨した家柄であることは先にも觸れた如くである。そこで吾々は、前項に述べた如きこの村の歷史的背景の下に、田中家の出現過程とその隆盛の原因について以下に考察を進めよう。

田中家の名（田中家の戸主は又兵衞を世襲したので史料には常に又兵衞として現れる）が最初に史料に見えるのは、寛永二〇年（一六四三年）の土地賣買證文であつて、この時には大塚村の孫左衞門なる者から二一兩一分で若干の土地を買收している。次いで寛永三年（一六六三年）には樋籠新田の名主田地二町二反餘を、天和二年（一六八二年）には八町目新田の土地三反餘を、更に降つて元祿六年（一六九三年）には下柳村の屋敷地を、元祿一五年（一七〇二年）には八町目村名主田地二町二反餘を、夫々質地として收得しており、こうして次第に近隣に勢力を擴張しつゝあつた田中家は、元祿一〇年の檢地帳によれば、樋籠村に五町弱の土地を有し、村第一の土地所有者として現れる。彼に次ぐものとしては、彌次右衞門二町八反、伊右衞門一町九反であり、この三人が名主役をつとめていた。元祿一〇年の檢地帳は三冊から成り、その第一冊は「伊右衞門開」、第二冊は「彌次右衞門開」として夫々その開拓者の名を明記しているが、又兵衞の土地が記載されている第三冊は開拓者の名を記していない。同年の隣村八町目村の檢地帳を見ると、前二者は各一町半位の土地を持つているが、又兵衞の名は現れていない。更にさかのぼつて寛永一四年の檢地帳を調べても兩人の名はあるが、又兵衞の名はない。このような點から、田中家は本來、伊右衞門、彌次右衞門のごとき樋籠村の草分けではなく、他村から來住せるものか、又は元から樋籠村にいたとしても比較的微力なものであつたのが、寛永以降の比較的短い期間に土地を集積し、元祿一〇年までに、伊右衞門、彌次右衞門と竝んで名主役をつとめるまでに成長したものと推測される。元祿一五年（一七〇二年）には田中家は八町目村の名主株を半分買入れ、更に享保二〇年（一七三五年）には八町目村に四町三反餘の土地を持つに至つた。かくて享保から安永に至るその後の六〇年間は、田中家が飛躍的に發展をとげた時代であり、このことは今日殘る又兵衞宛の多數の質地證文、借金證文の大部分がこの期間のものであることによつて明らかに立證されている（第十一表）。こうして天明八年（一七八八年）までには、前記の如く九〇〇石の大地主になつたのであるが、しかしこの頃から家運はやゝ衰え始めたらしく、七〇年後の安政四年（一八五七年）には、樋籠村における石高は二〇〇石から六七石に減少している。更に明治二年（一八六九年）に至つては分家した結果、二〇石となつた。だがこゝで田中家は酒造業を始めることによつて家運を挽回し、明治二〇年頃には再び村内第一の大地主となり、以後昭和一〇年頃まで威勢を近隣に振つたことは既に述べたところである。

享保から天明へかけての約六〇年間に、田中家が一擧にして九〇〇石の巨大地主になり得た原因については、吾々は深く考えてみなければならない。一般に江戸時代の關東農村にあつては、農業生産の發展に裏ずけられた積極的な農民層の分化がみられず、土地集中は主に質屋もしくは酒造業者の手によつて高利貸を通じて行われたものとされている。しかし田中家の急激なる致富は必ずしもこのような過程を經たものではないらしい。史料の示す限り、田中家が江戸時代において、質屋、酒屋、穀物商の如きものを營んだ形跡は見られない。そうとすれば、商業的農業の發展のと考えるより他はないようである。勿論このコースは可能であつたろう。しかし通常五町乃至十町歩止りの地主が多いと云われる關東地方において、南關東の平凡な一農村に一〇〇町歩をこえる大土地所有者が現れたについては、何か他に特別の理由がありはしないだろうか。こう考えて思い當ることはこの地方特有の一つの地理的條件即ち洪水の問題である。この地方を圍繞する數多くの河川の中で、とりわけ庄内古川がこの村に與える影響は大きく、毎年の

樋籠村の歷史

雨期には常に氾濫する悪水がこの村に脅威をもたらしていた。そのため水損により年貢を未進し、耕地を手離すことを餘儀なくされた小農の數も恐らくは少いものではあるまい。このことは地主の土地集積のためには一つの好條件であるのみならず、かゝる洪水を防止するために行う治水事業の權利を掌握することによつて、地主は永く自己の權威を維持し得たであろうことも考えられる。そこで吾々は田中家の致富を考える上には、どうしてもこの悪水の問題、洪水がこの村にいかなる影響を與えたか、また田中家はそれに對してどのような立場をとり、いかなる對策をとつたか、等々について檢討を加えてみる必要を感ずる。

しかし洪水という一つの外部的條件からのみ田中家の膨脹を考えることはもとより不十分であつて、進んで田中家自體の經營の構造もしくは富の運營の方法といつた面にまで立ち入らねばならない。この點については史料の制約があるので全面的には明らかにしえないであろうが、例えばその一部として田中家の小作制度を問題にすることは可能である。年々の洪水による不安定な收穫のうち一定の小作料を間違いなく確保するために、田中家は何等かの方法を講じていたであろうか。その際この地方一帶に存在する地守制度は何等かそのような意味をもつたものであろうかといつたことが考えられる。吾々はこのような觀點から、この村の歷史を彩る特殊問題として第一に洪水の問題、第二に地守小作の問題をとり上げて研究してみたいと思う。

樋籠村とその周邊の治水問題

——庄内古川を中心として——

島崎隆夫
金丸平八

一

既掲の地圖によつてこれを知ることが出來る如く、樋籠村は庄内古川と古利根川の二流の中間にはさまれた一區劃内に存在し、用水路および悪水路がこの區劃を縱横につらぬいている。利根川は本村より約三里上流の權現堂川堤邊より大きく曲折して東流する。

利根川が現在の流路を略々とるに至つたのは文祿三年（一五九八年）以降のことに屬する。(註1)利根川は次第にその流路を東方に押しやり、ついに鬼怒川の流路を奪つて東流し、鹿島灣に注ぐに至つたのである。本村及び下流の大江戸にしばしば洪水をもちきたらした「權現堂川」は、本村より約三里の地にあり、大利根の流が國界を南流し、權現堂村附近にて東南に屈曲しているところからその名を得たのであつて、この灣曲部は水勢特に激しく、治水のため大堤が構築されていた。(註2)その中長さ五〇〇間は高さ一丈八尺であつて最も堅固に造られている。この權現堂川堤の決壞が幾度かの大洪水の端緒となつたことは周知の事實に屬する。(註3)

吉羽・木立・惣新田等を經て、關宿に達し、庄内領中を斜に南流し、六里餘、二鄕半領丹後村より松戸・市川・今